

令和8年7月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下仁田町長

市町村名 (市町村コード)	下仁田町 (103829)
地域名 (地域内農業集落名)	馬山地区 (杣瀬・鎌田・中島・大塚・中央南・中央北・上替戸・横瀬・蒔田・細萱・城西・竹ノ上・白山・赤津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当エリアは、比較的平坦な農地が多く、町の基幹作物の『下仁田葱』、『蒟蒻』『果樹(ブドウ、キウイ、ウメ等)』の栽培が最も盛んな地域である。新規就農の参入も盛んであり、町農業の中心的、牽引的役割を持つ地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在の農業者に加え、新規就農者を中心に下仁田葱生産を維持する。
・近年ではナス生産も盛んで、夏場のナス、冬場の下仁田葱と季節に応じた栽培が実行されている。
・果樹をはじめ、あらたな地域ブランド作りを推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	161 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	161 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、担い手を中心とした集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手への経営意向を踏まえ、可能な個所から段階的に集約化に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて今後検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・すでに実施している地域おこし協力隊制度を活用しつつ、地域内外から、多様な経営体を募り担い手として育成していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ① 鳥獣被害防止対策	☐ ② 有機・減農薬・減肥料	☐ ③ スマート農業	☐ ④ 畑地化・輸出等	☐ ⑤ 果樹等
☐ ⑥ 燃料・資源作物等	☐ ⑦ 保全・管理等	☐ ⑧ 農業用施設	☐ ⑨ 耕畜連携等	☐ ⑩ その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 下仁田町猟友会と連携を図り、鳥獣被害対策を講じて農地を保持する。
② 環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機栽培に取り組む。
⑤ 果樹協議会の活動を活性化し、キウイなど新たな地域ブランドを構築する。